

宮城県高齢者居住安定確保計画

平成 25 年 3 月

宮 城 県

目次

1	計画の目的と位置づけ等	1
1-1	計画の目的と策定の背景	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画の期間	3
2	高齢者の住まいの現状と課題	4
2-1	高齢者人口と高齢者世帯数の推移	4
	(1) 高齢者人口の推移	4
	(2) 高齢者世帯数の推移	6
	(3) 要介護認定者数の推移	7
2-2	高齢者の住まいの状況	8
	(1) 所有関係	8
	(2) 建て方	8
	(3) 建築時期	9
	(4) 居住面積水準	9
	(5) バリアフリー化	10
	(6) 子の居住地	12
	(7) 借家家賃	13
	(8) 高齢者向け住宅・施設ストック	14
	(9) 要介護認定者の居住状況	15
	(10) 収入	16
2-3	高齢期の住み替え意向	17
	(1) 高齢期の住み替え意向	17
	(2) 高齢期の住み替え先	18
2-4	高齢者の居住を取り巻く課題	19
	(1) 被災した高齢者世帯への支援	19
	(2) 高齢者世帯の増加に対応した地域支援の充実	19
	(3) 高齢者の住まいのバリアフリー化	19
	(4) 高齢者のニーズに対応した住宅の確保	19
3	高齢者の居住の安定確保に関する目標	20
3-1	施策展開の目標	20
	1 高齢者世帯への公営住宅等の供給	20

2	高齢者を地域で支える体制の整備	20
3	住まいのバリアフリー化.....	20
4	高齢者の住宅の確保.....	20
5	情報提供・相談窓口の整備.....	20
3-2	高齢者向け住まい・施設の供給目標.....	21
4	推進する施策.....	22
4-1	高齢者世帯への公営住宅等の供給	22
	(1) 災害公営住宅等の供給.....	22
	(2) シルバーハウジング・プロジェクトの促進と適切な運営支援.....	22
4-2	高齢者を地域で支える体制の整備	23
	(1) 地域包括ケア体制の整備	23
	(2) 住み慣れた地域での生活を支援するサービスの充実	23
	(3) 地域における支援体制の整備.....	24
4-3	住まいのバリアフリー化	25
	(1) バリアフリー改修の促進	25
	(2) 住宅復旧や改修等のための支援	25
4-4	高齢者の住宅の確保	26
	(1) 高齢者向け住宅の供給.....	26
	(2) 民間賃貸住宅への居住支援.....	26
	(3) 介護保険施設の計画的整備.....	27
4-5	情報提供・相談窓口の整備.....	29
	(1) 情報のネットワーク化・相談窓口の整備.....	29
	(2) 介護支援専門員等の人材育成.....	29
5	計画の実現体制	30
	(1) 各主体間の連携強化	30
	(2) 住宅・福祉部局間の連携強化.....	30

1 計画の目的と位置づけ等

1-1 計画の目的と策定の背景

本県においては、すでに高齢化社会を迎えています。今後さらなる高齢化の進展が予測されています。そのため、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯等高齢者のみの世帯が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの安全・安心の確保、介護基盤の充実、地域での居住支援の取り組み等が求められています。

このような中、国では平成21年5月に「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」を一部改正し、住宅と福祉の両面から高齢者の住まいの対策を総合的に進めることとし、高齢者の住宅の確保というハードと高齢者を地域で支えるためのサービス提供というソフトを組み合わせた施策の展開により、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを感じて尊厳をもって暮らすことができる環境づくりを目指しています。

本県においては、「第5期みやぎ高齢者元気プラン」を基本として、高齢者が安心して暮らしを営むための高齢者福祉施策が展開されているところですが、今後の高齢化の進展を踏まえて、「宮城県住生活基本計画」に基づく住宅施策と高齢者福祉施策とがより一層連携して、高齢者の居住の安定確保に効率的・効果的に展開することが求められています。

また、本県は平成23年3月11日の東日本大震災により大きな被害を受け、多くの県民、多くの高齢者が住まいを失ったり、住み慣れた地域を離れざるを得なくなったりしました。また、本県では震災からの復旧・復興に向けて取り組みを進めていますが、高齢者世帯の住まいを安定的に確保することや、持家を失った高齢者が居住できる借家の供給、介護サービスの提供体制の再構築等も大きな課題となっています。

このような背景のもと、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第4条に基づき、住宅施策と福祉施策が連携して、高齢者の住まいに係る施策を総合的かつ計画的に展開することを目的とした計画として、「宮城県高齢者居住安定確保計画」を策定します。

1-2 計画の位置づけ

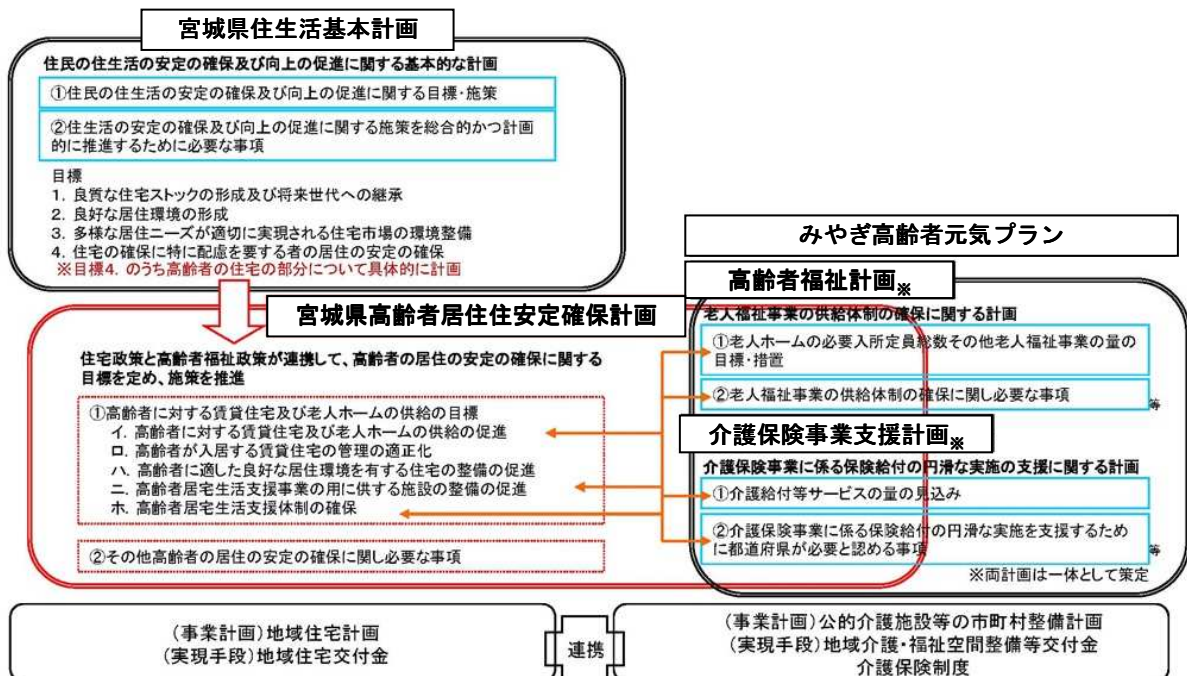
本計画は、「宮城県住生活基本計画」と「みやぎ高齢者元気プラン」等との調和を図りながら、住宅施策と福祉施策が連携して施策に取り組むことにより、高齢者の多様なニーズに対応した住居や福祉サービスを選択できるように住まいを整備することをめざすものです。

「宮城県住生活基本計画」は、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画であり、豊かな住生活の実現に向けた住宅施策を計画的に展開していくうえで最も基本となる計画です。

「第5期みやぎ高齢者元気プラン」は、老人福祉法に基づく「宮城県高齢者福祉計画」と、介護保険法に基づく「宮城県介護保険事業支援計画」の、二つの法定計画の総称であり、特別養護老人ホーム等の介護保険施設および認知症高齢者グループホーム等の居住系サービスの供給目標や、居宅サービスなど介護給付等サービスの量の見込み等を定めています。

また、本計画はより地域に密着した行政主体である市町村が、地域における高齢者の多様なニーズに対応した施策を展開する際の指針となるものです。

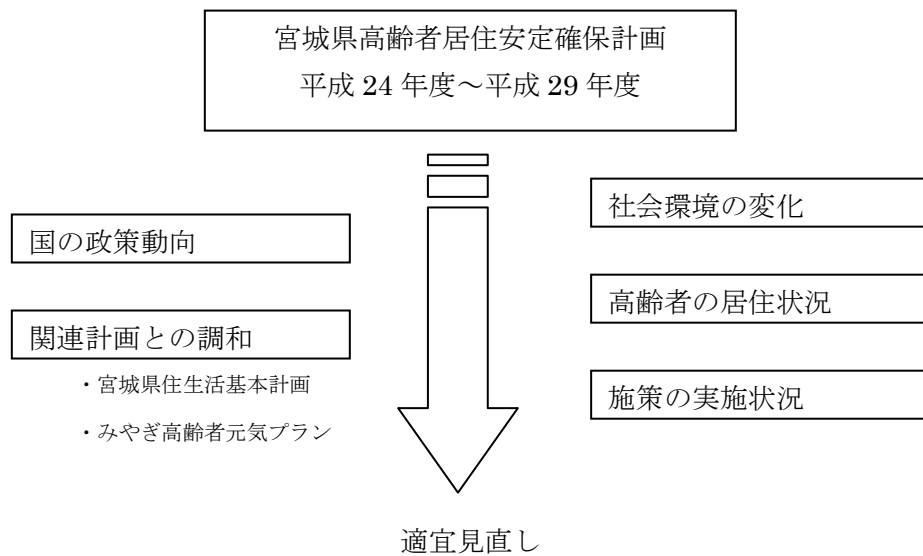
図 1-1 計画の位置づけ



1-3 計画の期間

本計画の計画期間は、「宮城県住生活基本計画」や「みやぎ高齢者元気プラン」の改定時期をふまえ、平成 24 年度から平成 29 年度までとします。

なお、「宮城県住生活基本計画」や「みやぎ高齢者元気プラン」等の見直しや、社会経済情勢の変化等により見直す場合があります。



2 高齢者の住まいの現状と課題

2-1 高齢者人口と高齢者世帯数の推移

(1) 高齢者人口の推移

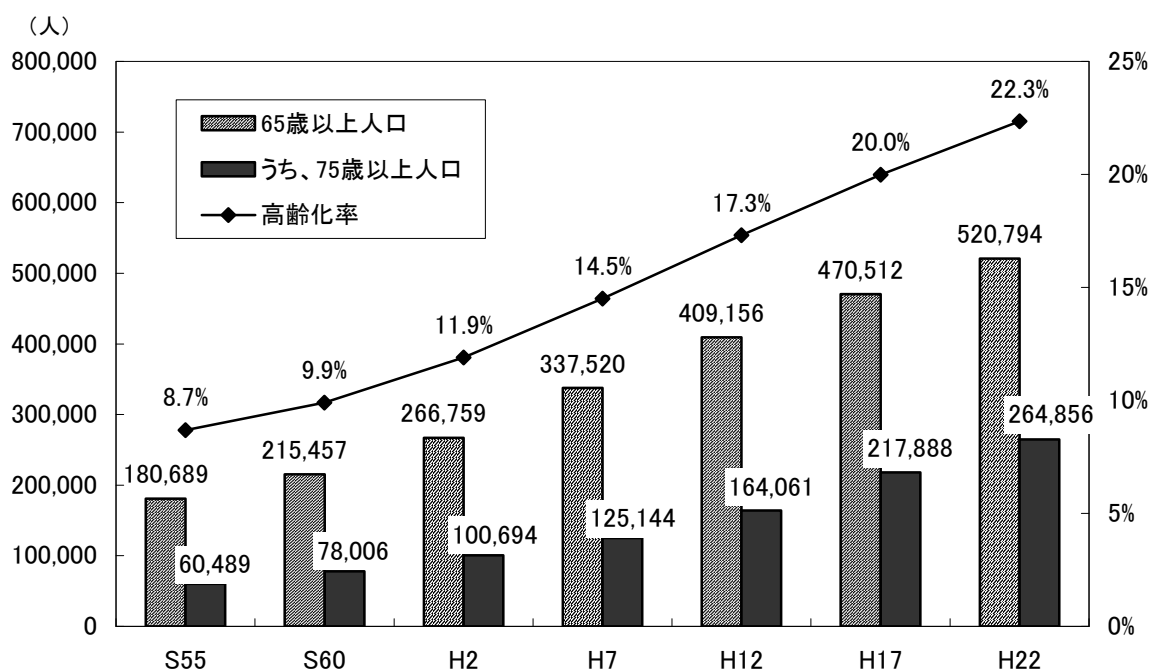
平成 22 年現在、65 歳以上の高齢者数は 52 万 1 千人であり、県の人口 234 万 8 千人のうち 22.3%を占めています。

65 歳以上人口は増加傾向となっており、平成 22 年までの 5 年間に 5 万人の増加となっています。特に、75 歳以上人口が 4 万 7 千人増加し、65 歳以上人口の約半数が 75 歳以上となっています。

年齢別人口構成をみると現在 60 歳から 64 歳の人口が多く、今後はこの年齢層が高齢者となることから、さらなる高齢化が予想されます。

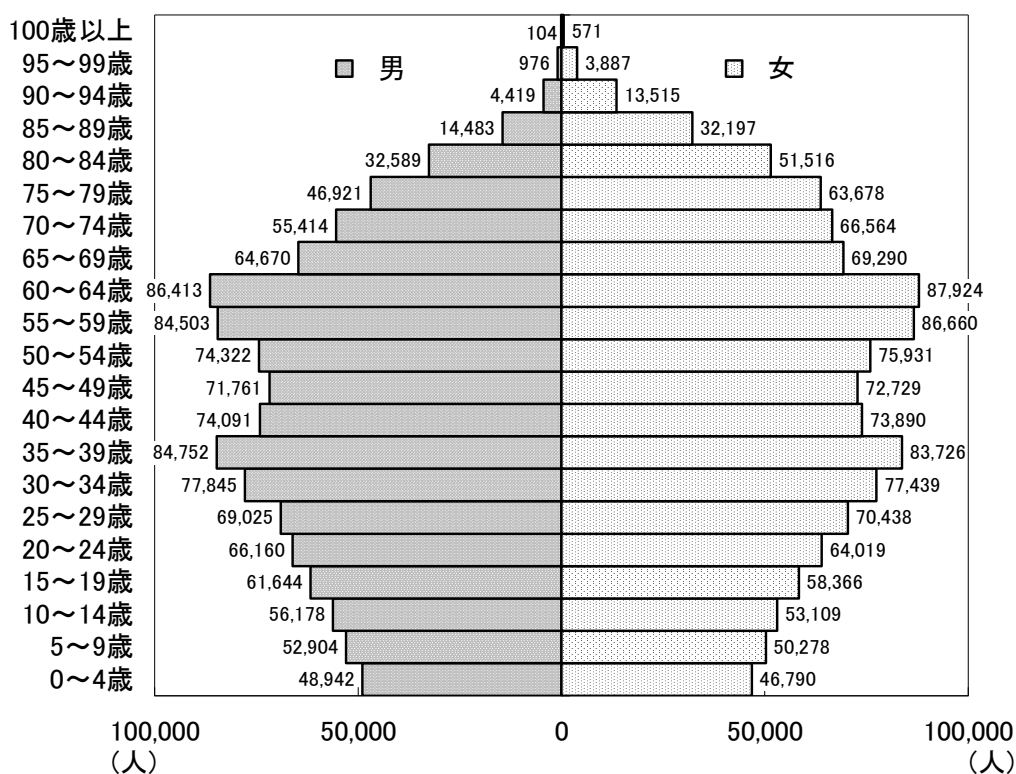
地域別の高齢化率をみると、栗原圏、気仙沼・本吉圏、登米圏で高齢化が進展しており、最も高齢化率が最も高い栗原圏では 65 歳以上人口が 32.6%、75 歳以上人口が 19.6%となっています。

図 2-2 高齢者人口の推移



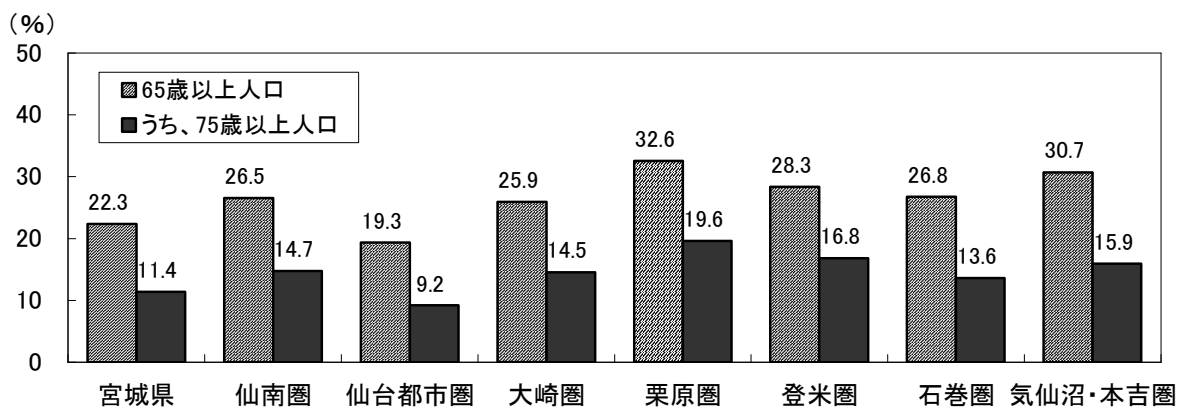
注：比率は分母から年齢不詳を除いて算出 資料：国勢調査

図 2-3 宮城県の高齢人口の年齢別人口構成



資料：平成 22 年国勢調査

図 2-4 地域別高齢者人口比率



注：比率は分母から年齢不詳を除いて算出 資料：平成 22 年国勢調査

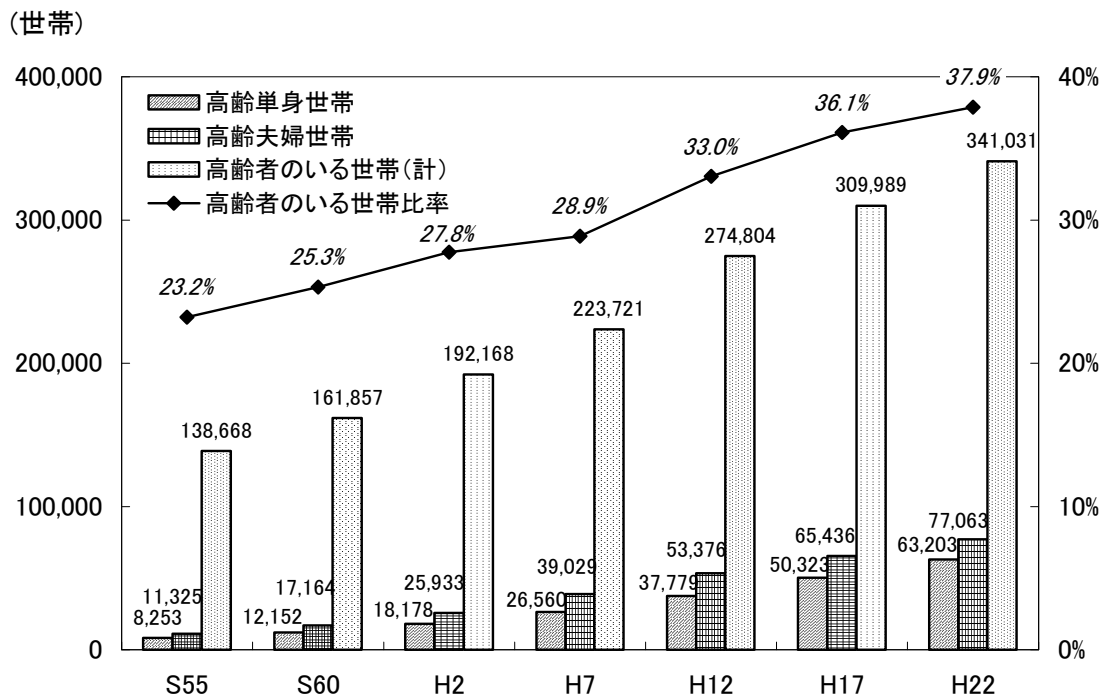
(2) 高齢者世帯数の推移

平成 22 年現在、高齢者のいる世帯は 34 万 1 千世帯であり、一般世帯のうち 37.9%が高齢者のいる世帯となっています。

また、高齢単身世帯が 6 万 3 千世帯、高齢夫婦世帯が 7 万 7 千世帯となっており、高齢者のいる世帯のうちの 41.1%を占めています。高齢者のいる世帯が増加傾向となっていますが、そのうち、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加が特に大きいことがわかります。

地域別にみると、栗原圏では 66.6%の世帯に高齢者がおり、栗原圏、気仙沼・本吉圏、石巻圏で高齢単身世帯、高齢夫婦世帯比率が高いことがわかります。

図 2- 5 高齢者世帯数の推移

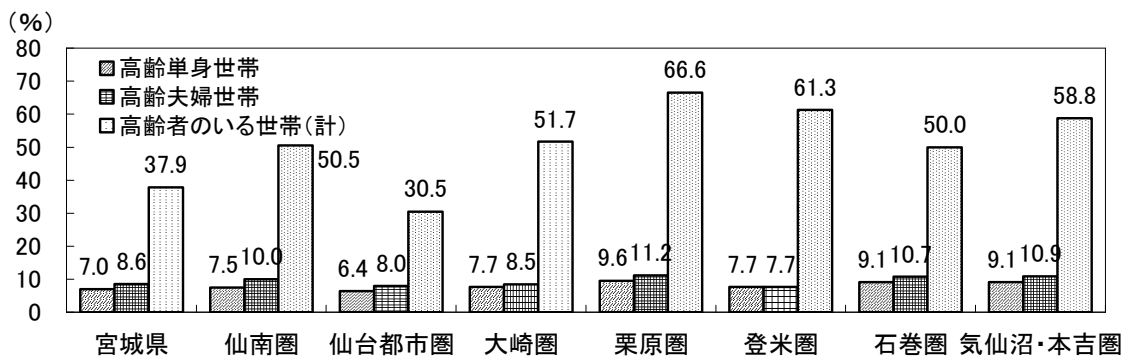


高齢単身世帯：65 歳以上の単身世帯

高齢夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

資料：国勢調査

図 2- 6 地域別高齢者世帯比率



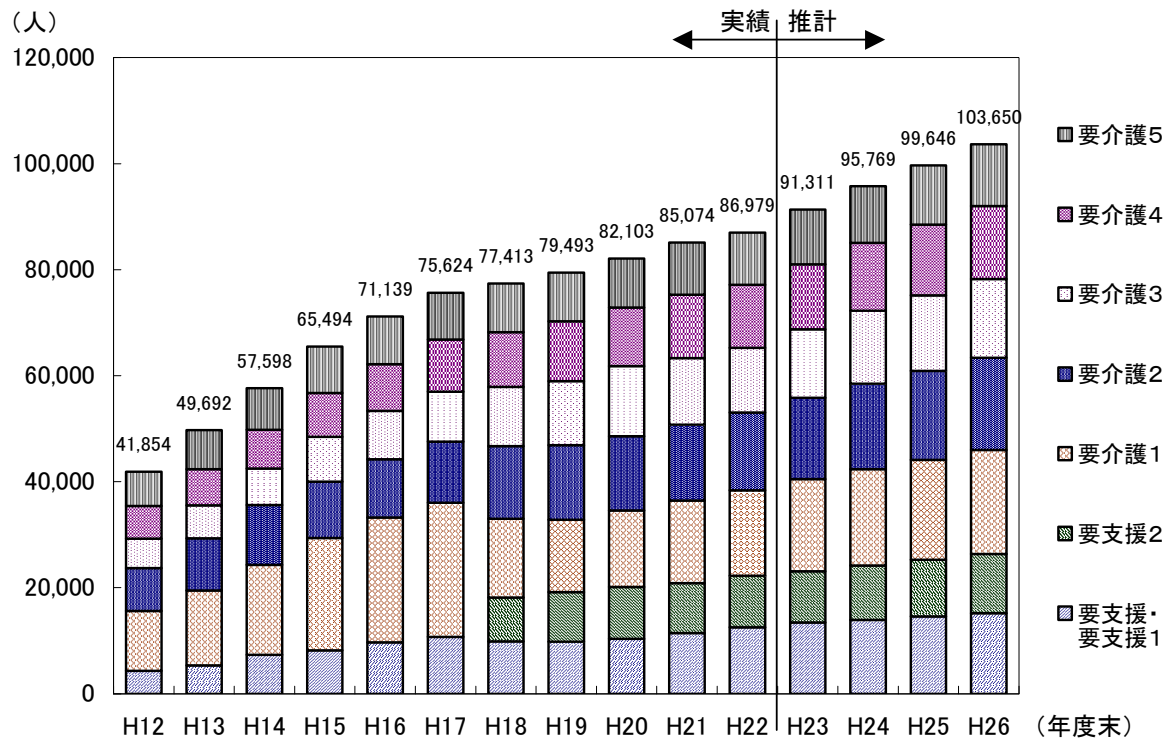
資料：平成 22 年国勢調査

(3) 要介護認定者数の推移

平成 12 年に介護保険制度が創設されて以降、要介護等認定者数は増加傾向となっており、要介護認定者数は、平成 22 年度末現在、8 万 7 千人となっています。

また、今後は 75 歳以上の高齢者数が増加すること等により、要介護認定者数はさらに増加することが見込まれており、平成 26 年度末には 10 万人を超えると推計されています。

図 2-7 要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告調査、第 5 期みやぎ高齢者元気プラン

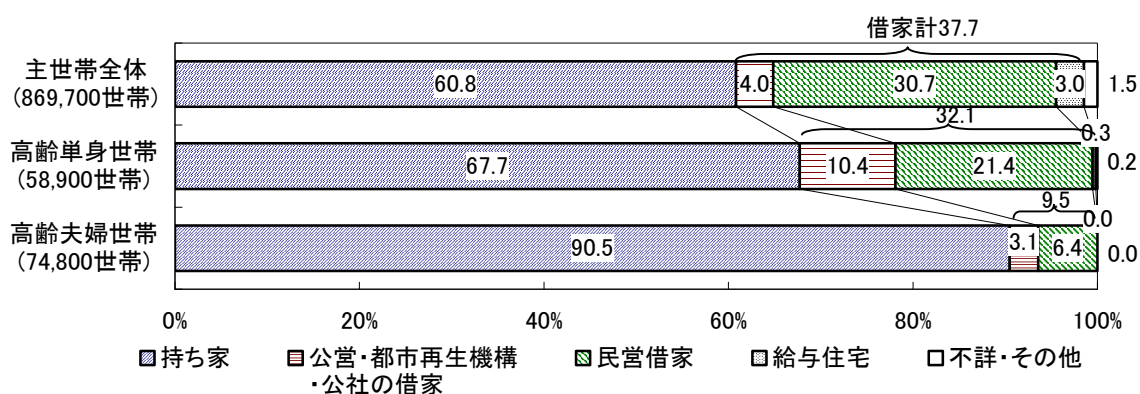
2-2 高齢者の住まいの状況

(1) 所有関係

平成20年現在、高齢者世帯の住宅を所有関係別にみると、高齢単身世帯では67.7%が持家、32.1%が借家、高齢夫婦世帯では90.5%が持家、9.5%が借家に居住しており、全体と比較して持家に居住している比率が高くなっています。

一方、特に高齢単身世帯では公営・都市再生機構・公社の借家に居住している世帯が10.4%と比較的高くなっています。

図 2-8 所有関係別比率



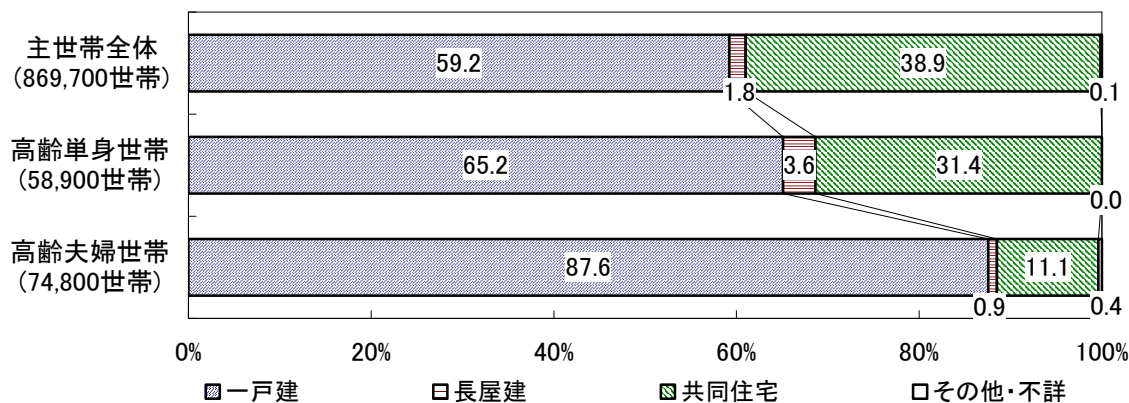
資料：平成20年住宅・土地統計調査

(2) 建て方

高齢者世帯の住宅を建て方別にみると、高齢単身世帯では65.2%が一戸建、31.4%が共同住宅に居住しており、高齢夫婦世帯では87.6%が一戸建に居住しています。

全体と比較するといずれも一戸建に居住している比率が高くなっています。

図 2-9 建て方別比率

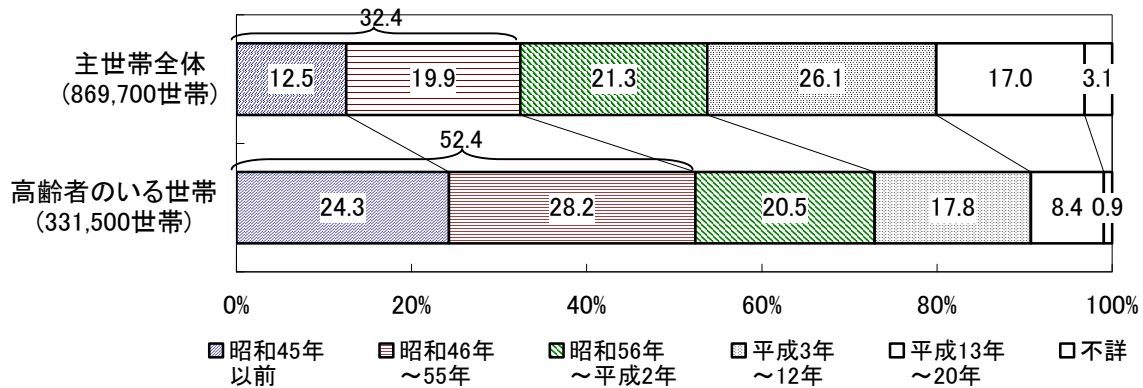


資料：平成20年住宅・土地統計調査

(3) 建築時期

高齢者のいる世帯の住宅の建築時期をみると、昭和45年以前に建築された住宅に居住している世帯が24.3%であり、比較的大きな比率を占めています。また、昭和55年にまでに建築された住宅に居住している世帯は合わせて52.4%となっており、これらの世帯数は173,800世帯となります。昭和56年の耐震基準を満たしていないストックに居住している比率が高いことから、耐震性能の確保が課題となっています。

図 2-10 建築時期別比率



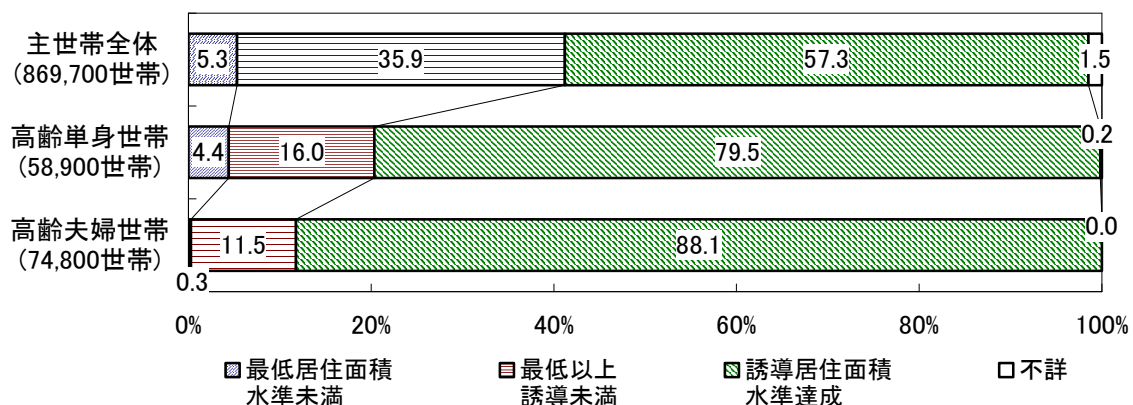
資料：平成20年住宅・土地統計調査

(4) 居住面積水準

高齢者世帯の誘導居住面積達成状況をみると、高齢単身世帯では79.5%、高齢夫婦世帯では88.1%が誘導居住面積水準を達成しており、比較的広い住宅に居住している世帯が多くなっています。

一方、高齢単身世帯の4.4%(2,600世帯)、高齢夫婦世帯の0.3%(200世帯)は最低居住面積水準を達成できていないため、引き続き住宅セーフティネットの構築が課題となっています。

図 2-11 居住面積水準別比率



資料：平成20年住宅・土地統計調査

(5) バリアフリー化

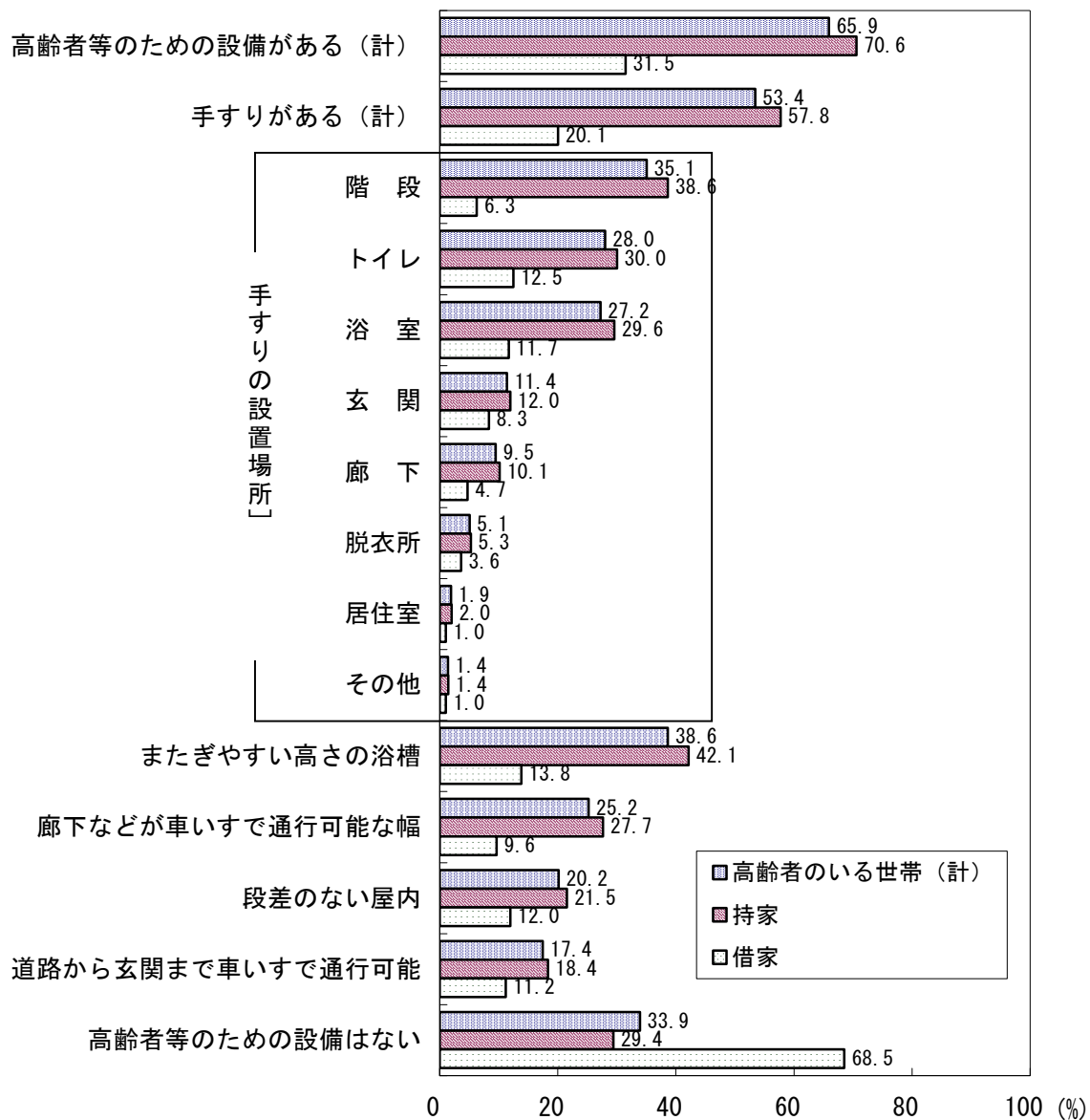
① 高齢者等のための設備状況（バリアフリー化）

高齢者のいる世帯における高齢者等のための設備の設置状況をみると、手すりの設置がされている住宅が53.4%、浴槽の高さがまたぎやすく配慮されている住宅が38.6%、廊下などが車いすに対応した幅になっている住宅が25.2%、屋内に段差がない住宅が20.2%、道路から玄関まで段差がなく車いすで通行可能な住宅が17.4%となっています。

高齢者の居住する持家と借家を比較するといずれの設備についても借家の方が設置が遅れており、借家の68.5%は高齢者等のための設備はないという状況となっています。

手すりの設置は階段、トイレ、浴室等を中心に設置されているものの、いずれの場所についても、まだ設置されていない住宅の方が多くなっています。

図 2- 12 高齢者のいる世帯における高齢者等のための設備の設置状況（設備別）



資料：平成 20 年住宅・土地統計調査

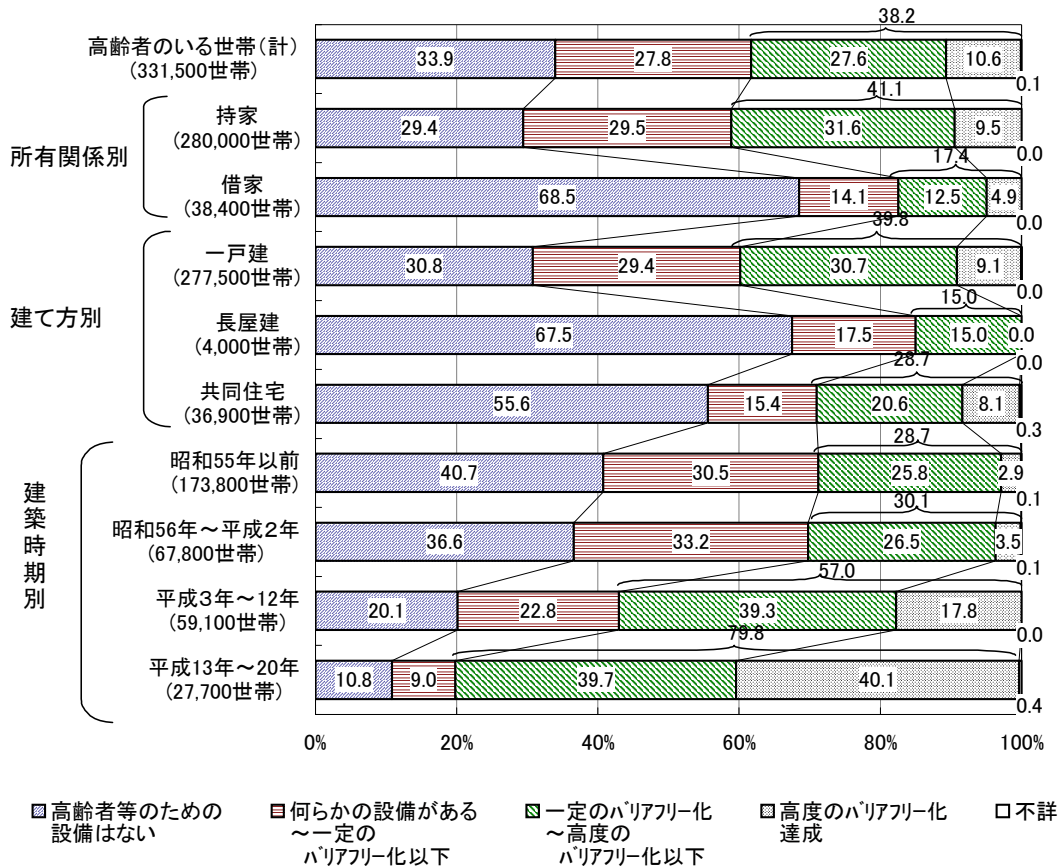
② バリアフリー化水準

高齢者が居住している住宅の「一定のバリアフリー化(2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消)」「高度のバリアフリー化(2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車いすで通行可能な廊下幅)」の状況をみると、高齢者のいる世帯全体では、一定のバリアフリー化が達成されているのは38.2%、うち、高度のバリアフリー化が達成されているのは10.6%となっています。

高齢者が居住している住宅を所有関係別にみると、持家では41.1%、借家では17.4%が一定のバリアフリー化を達成しています。一方、借家では高齢者等のための設備がない住宅も68.5%と多くみられます。

高齢者が居住している住宅を建築時期別にみると、建築時期が新しい住宅ほどバリアフリー化されており、平成13年以降に建築された住宅では79.8%が一定のバリアフリー化、40.1%が高度のバリアフリー化を満たしています。しかしながら、多くの高齢者が居住している昭和55年以前の住宅では、高齢者等のための設備は何もない住宅が40.7%となっており、一定のバリアフリー化を満たした住宅は28.7%と低くなっています。

図 2-13 バリアフリー化水準



一定のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消

高度のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車いすで通行可能な廊下幅

資料：平成20年住宅・土地統計調査、

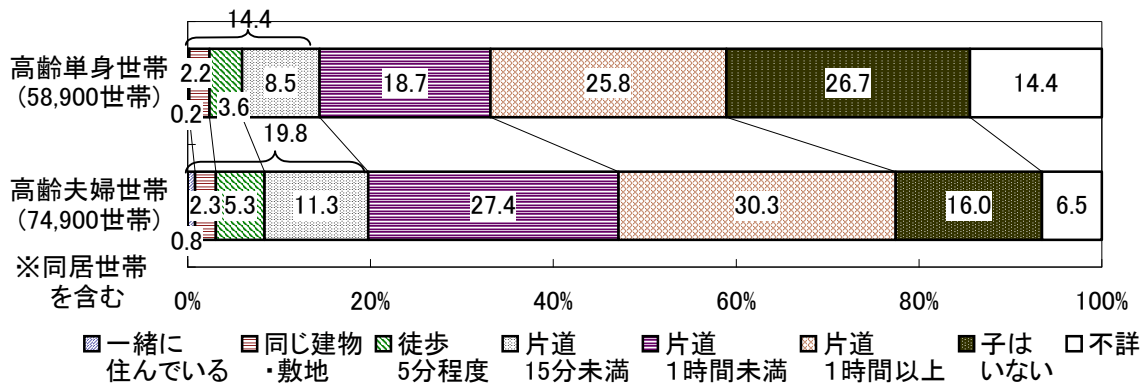
※高齢者のいる世帯(計)のみ国土交通省による特別集計

(6) 子の居住地

高齢者世帯の子との居住状況を見ると、子が一緒に住んでいるまたは同じ敷地内に住んでいる世帯は、高齢単身世帯では 2.4%、高齢夫婦世帯では 3.1%となっています。徒歩 5 分以内、片道 15 分未満に住んでいる世帯を含めると、高齢単身世帯の 14.4%、高齢夫婦世帯の 19.8% は子が近隣に居住しているものとみられます。

一方、子が近くに居住していない高齢者世帯をみると、子が片道 1 時間以上離れたところに居住している世帯は、高齢単身世帯の 25.8%、高齢夫婦世帯の 30.3%となっており、子はいない世帯が、高齢単身世帯の 26.7%、高齢夫婦世帯の 16.0%となっています。このため、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の約半数では、子が近くに居住していないこととなり、地域での見守り等の居住支援が求められていると考えられます。

図 2-14 子の居住地別比率（普通世帯）



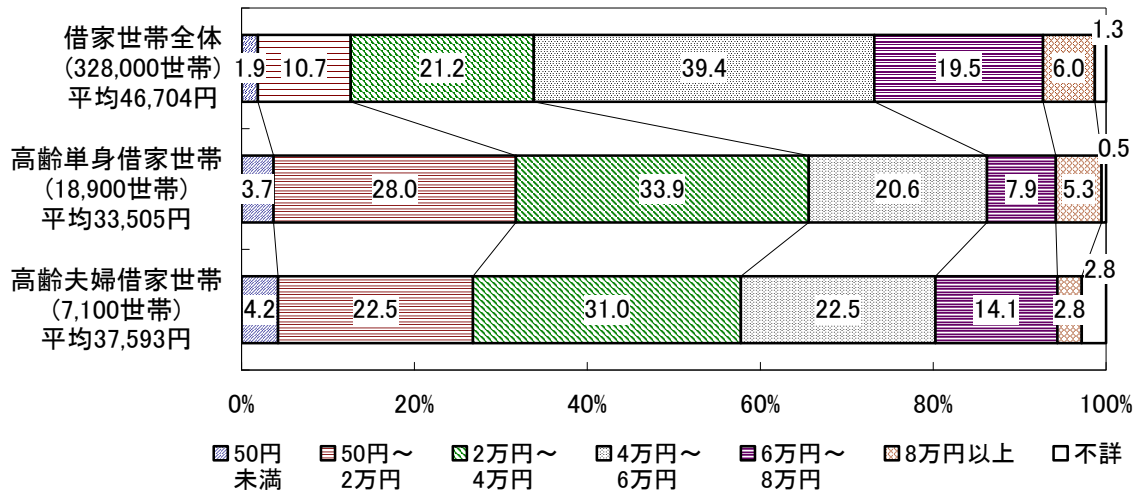
資料：平成 20 年住宅・土地統計調査

(7) 借家家賃

高齢者の借家世帯が居住している住宅の月額家賃をみると、借家世帯全体と比較して、2万円未満、2万円～4万円の住宅に居住している比率が高くなっています。

平均家賃を比較すると、借家世帯全体(高齢者世帯以外を含む)では平均4万7千円となっているものの、高齢単身世帯では3万4千円、高齢夫婦世帯では3万8千円となっており、家賃の安い住宅に居住している傾向がわかります。

図 2- 15 家賃別借家世帯比率



資料：平成 20 年住宅・土地統計調査

(8) 高齢者向け住宅・施設ストック

本県には、シルバーハウジング、サービス付高齢者向け住宅といった高齢者向け住宅が1,269戸、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームといった居住系サービス施設が5,386人等合計25,747人分の高齢者向け住宅・施設ストックがあります。

先の東日本大震災の影響により、39施設が閉鎖しましたが、現在でも11施設が再開されていません。

表 2- 16 高齢者向け住宅・施設ストック

種 別	施設数	戸数／定員
高齢者向け住宅	58箇所	1,269戸
① シルバーハウジング	13	189戸
② サービス付き高齢者向け住宅	45	1,080戸
居住系サービス施設	155箇所	5,386人
③ 養護老人ホーム	10	796人
④ 軽費老人ホーム	46	1,393人
⑤ 有料老人ホーム	99	3,197人
その他の施設	222箇所	3,337人
⑥ 認知症高齢者グループホーム	222	3,337人
介護保険3施設	239箇所	15,755人
⑦ 特別養護老人ホーム	145	7,978人
⑧ 老人保健施設	82	7,483人
⑨ 介護療養型医療施設	12	294人
合 計	674箇所	25,747人

高齢者向け住まい
戸数・定員計
6,655人

注：①：平成23年12月現在 ②：平成24年10月1日現在 ③～⑨：平成24年6月1日現在
資料：宮城県、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会

表 2- 17 高齢者施設(入所施設)の被災・復旧状況

施設区分		被災前施設数	閉鎖施設数	再開済施設数	未再開施設数
特別養護老人ホーム	箇所数	121	11	5	6
	床数	6,972	603	320	283
養護老人ホーム	箇所数	10	1	0	1
	床数	796	80	0	80
老人保健施設	箇所数	80	2	2	0
	床数	7,713	150	100	0
軽費老人ホーム	箇所数	45	5	3	2
	床数	1,369	170	90	60
認知症高齢者グループホーム	箇所数	207	20	18	2
	床数	3,127	270	243	27
合 計	箇所数	463	39	28	11
	床数	19,977	1,273	753	450

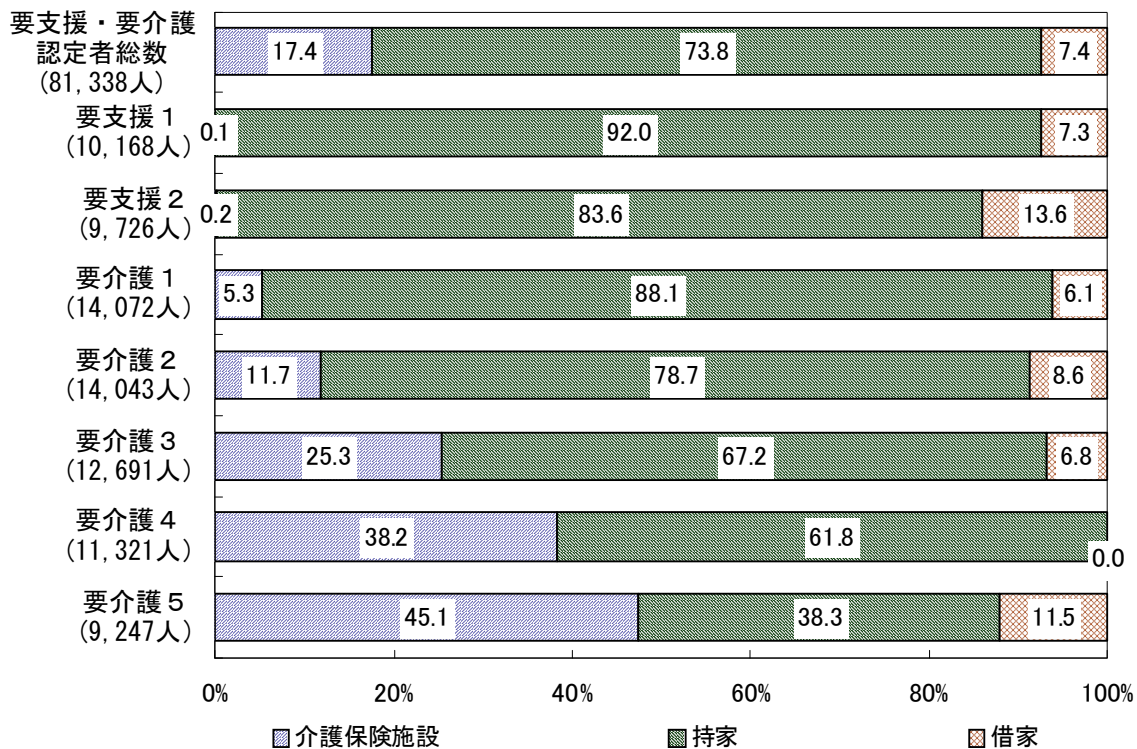
資料：宮城県（平成24年9月30日現在）

(9) 要介護認定者の居住状況

平成 20 年現在、要支援・要介護認定者の居住状況をみると、73.8%が持家、17.4%が介護保険施設に居住していると推計できます。

介護度別にみると、介護度が重度になるほど介護施設に入所している比率が高まる分布をしており、要介護 5 では 45.2%となっています。一方、要介護度に関わらず、約 1 割が借家世帯となっています。

図 2-18 要介護認定者の居住状況

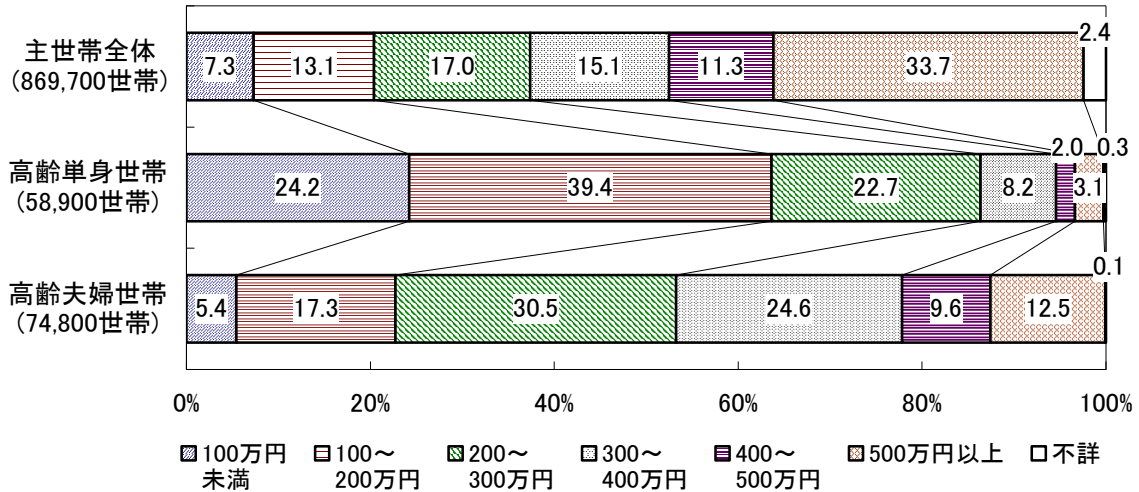


注：要介護認定者数は平成 20 年 9 月 30 日現在、介護保険施設入所者数は平成 20 年 10 月期現在、持家・借家比率は平成 20 年 10 月 1 日現在を基に推計
資料：平成 20 年住生活総合調査、介護保険事業状況報告調査

(10) 収入

高齢者世帯の収入の状況を見ると、高齢単身世帯ではほとんどの世帯が400万円未満であり、100万円から200万円が最も多くなっています。高齢夫婦世帯ではほとんどの世帯が500万円未満であり、200万円から300万円が最も多くなっています。

図 2- 19 高齢者世帯の収入



資料：平成20年住宅・土地統計調査

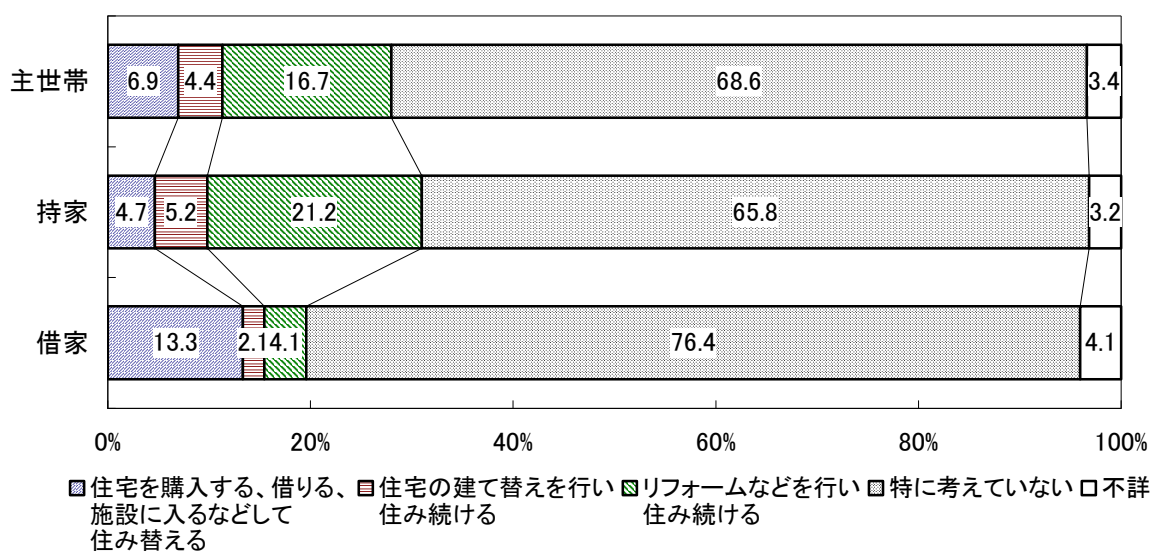
2-3 高齢期の住み替え意向

(1) 高齢期の住み替え意向

高齢期の住み替えに対して、特に考えていない世帯が 68.6%と多くなっています。

持家・借家別にみると、持家世帯では 21.2%がリフォームなどを行い住み続けると考えており、借家世帯では 13.3%が住宅を購入する、借りる、施設に入るなどして住み替えると考えており、比較的大きな比率を占めています。

図 2-20 高齢期の住み替え意向



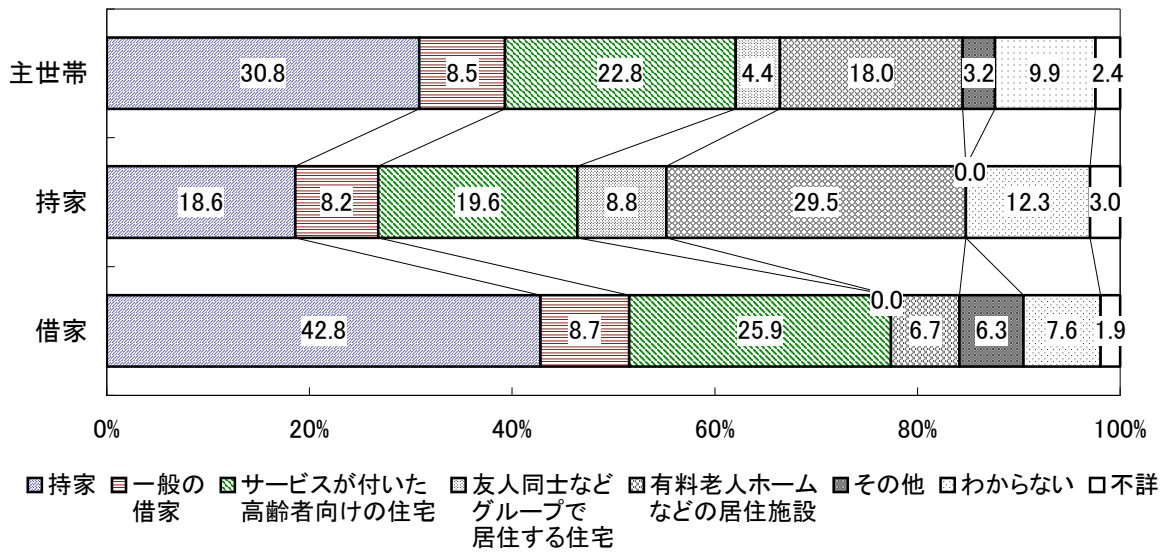
資料：平成 20 年住生活総合調査

(2) 高齢期の住み替え先

高齢期の住み替え先としては、持家を希望する世帯が30.8%と最も多く、次に、サービスが付いた高齢者向けの住宅、有料老人ホームなどの居住施設を希望する世帯が多くなっています。

持家・借家別にみると、持家世帯では29.5%が有料老人ホームなどの居住施設を希望しており、次いでサービスが付いた高齢者向け住宅と持家に住み替えを希望している世帯が多くなっています。借家世帯では42.8%が持家を希望しており、次いでサービス付きの高齢者向け住宅が多くなっています。

図 2- 21 高齢期の住み替え先の意向



資料：平成 20 年住生活総合調査

2-4 高齢者の居住を取り巻く課題

(1) 被災した高齢者世帯への支援

東日本大震災による浸水被害地域には高齢化が進展していた地域も多く、応急仮設住宅には多くの高齢者が入居しています。

居住していた地域を離れて生活する高齢者の中には、地域で孤立する方も多いと考えられ、見守りや相談等により高齢者の避難生活を支える仕組みづくりが課題となっています。また、自力では恒久的住宅へ移行することが難しい高齢者世帯に対しては、災害公営住宅への早期住み替えの支援が求められています。

(2) 高齢者世帯の増加に対応した地域支援の充実

本格的な高齢社会の到来により、高齢者のみの世帯が増加しており、今後とも増加することが推測されます。

一方で、子世帯との距離をみると、必ずしも近くに居住しているわけではなく、高齢者世帯が地域で孤立しがちになっていることから、高齢者の生活支援体制づくりが課題となっています。

(3) 高齢者の住まいのバリアフリー化

高齢者の多くは、特に建築時期が古い住宅を中心に、十分なバリアフリー化がされていない住宅に居住しています。加齢に伴い、自力では生活を続けることが難しくなることや、室内の転倒事故等による寝たきり生活とならないよう、住まいのバリアフリー化改修を行うことが課題となっています。

(4) 高齢者のニーズに対応した住宅の確保

高齢者の住まいに対するニーズが多様化しており、希望する住まいに居住できるよう、高齢者向け住宅の供給を促進する必要があります。また、民間賃貸住宅市場で、高齢者が円滑に住まいを確保できるよう、貸主・借主とも安心して住宅を賃貸借できるよう、情報提供や地域での見守り等の仕組みづくりが求められています。

3 高齢者の居住の安定確保に関する目標

3-1 施策展開の目標

高齢者の居住の安定確保を図るため、高齢者世帯の増加や居住に関する課題を踏まえつつ、高齢者世帯が地域で暮らし続けることができるよう、次の目標を掲げ施策を展開します。

1 高齢者世帯への公営住宅等の供給

被災した高齢者世帯等の居住を確保するため、災害公営住宅等の早期整備に努めます。

また、居住支援等のサービスが提供されるシルバーハウジングの供給や、医療・福祉分野との連携による高齢者生活支援施設の合築や併設等の整備に努めます。

2 高齢者を地域で支える体制の整備

地域で高齢者が安心して居住できるよう、介護保険サービスの提供体制の充実を図ります。

また、高齢者がいきいきと地域で居住できるよう見守り等の居住支援体制の整備に努めます。

3 住まいのバリアフリー化

高齢者が安心して住まうことのできるよう、住宅のバリアフリー改修を促進します。

また、バリアフリー化に関する各種支援の普及と活用に努めます。

4 高齢者の住宅の確保

多様なニーズに対応できるよう、サービス付き高齢者向け住宅をはじめとする高齢者向けの住宅の確保に努めます。

また、民間賃貸住宅で高齢者の入居を拒まれないように、貸主・借主の双方が安心して賃貸借できるような居住支援を行うとともに、入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を検討します。

5 情報提供・相談窓口の整備

高齢者の居住の安定確保に関する施策が必要な高齢者に提供されるよう、情報提供・相談窓口の充実を図ります。

また、高齢者に住まいに関する情報の提供が確実にされるよう、福祉サービスの担い手等に対する情報提供に努めます。

3-2 高齢者向け住まい・施設の供給目標

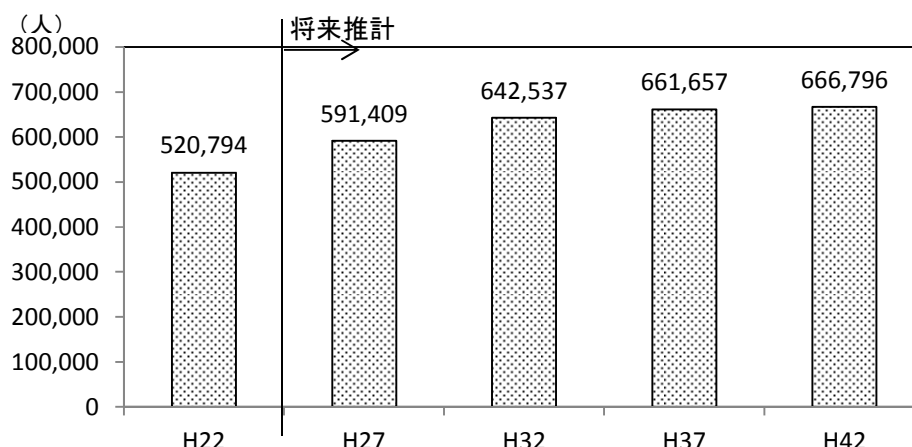
宮城県住生活基本計画においては、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を平成 32 年度までに 3%とすることを目標としています。

一方、国立社会保障・人口問題研究所によると、本県は今後、平成 32 年ごろまでに急速な高齢化が進展することが推計されており、平成 22 年国勢調査結果による補正を踏まえ、高齢者人口は、平成 27 年に 591,409 人、平成 32 年に 642,537 人と推計できます。

これに基づき、高齢者向け住まい・施設の整備目標量を平成 29 年度までに 14,227 人分整備することを目標とします(うち、新規整備は 7,572 人分)。

また、高齢者向け住まい・施設のうち、平成 23 年 10 月 20 日の法改正により新しく開始された「サービス付き高齢者向け住宅」については、国の補助事業の周知と活用に努め、平成 29 年度までに 5,800 戸の供給を目指し、年間約 770 戸の供給を目標として掲げます。

図 3-1 高齢者人口の将来推計



資料：国立社会保障人口問題研究所 (『日本の都道府県別将来推計人口』(平成 19 年 5 月推計)
平成 22 年国勢調査における高齢者人口を元に平成 27 年度以降の将来推計を補正した

高齢者向け住宅の整備目標量

	平成 23 年度	平成 26 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
高齢者向け住宅※	現在値 (暫定) 6,655 人分	中間目標値 10,441 人分 (3,786 人分の新規整備)	本計画の目標値 14,227 人分 (7,572 人分の新規整備)	将来の目標値 19,276 人分 (高齢者人口の 3%)

※シルバーハウジング、サービス付高齢者向け住宅の戸数及び養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームの定員の計

4 推進する施策

4-1 高齢者世帯への公営住宅等の供給

(1) 災害公営住宅等の供給

災害により生活基盤となる住まいを失い、自立再建が困難な被災者に対して、安定した生活の確保を図るため、地域別の高齢者世帯数や被災世帯数等の需要を的確に把握し、良質で低廉な家賃の災害公営住宅等公的賃貸住宅の早期整備に努めます。

真に住宅に困窮する高齢者世帯に対しては、優先入居の活用や、高齢者生活支援施設等の整備により、高齢者世帯等の居住の安定確保に努めます。

また、高齢者に対し、災害公営住宅の整備状況等について、わかりやすい情報提供に取り組みます。

- 災害公営住宅等の整備
- 高齢者生活支援施設等の合築や併設の検討

(2) シルバーハウジング・プロジェクトの促進と適切な運営支援

バリアフリー化された公営住宅に日常生活支援や緊急対応等を行う LSA (Life Support Adviser: 生活援助員) 等を配置するシルバーハウジング・プロジェクトにより整備された公営住宅が 189 戸 (平成 24 年 3 月末) あります。

今後も、シルバーハウジング・プロジェクトの運営主体である市町村に対して適切な支援を行うとともに、災害公営住宅の整備にあたっては、シルバーハウジング・プロジェクト等の高齢者対応住宅の整備を進め、特に高齢化の進行している地域では、将来の在宅ケア等への対応に取り組みます。

- 災害公営住宅の整備におけるシルバーハウジング・プロジェクトの活用促進
- 災害公営住宅と社会福祉施設等との一体整備の検討
- シルバーハウジング・プロジェクトの運営への支援

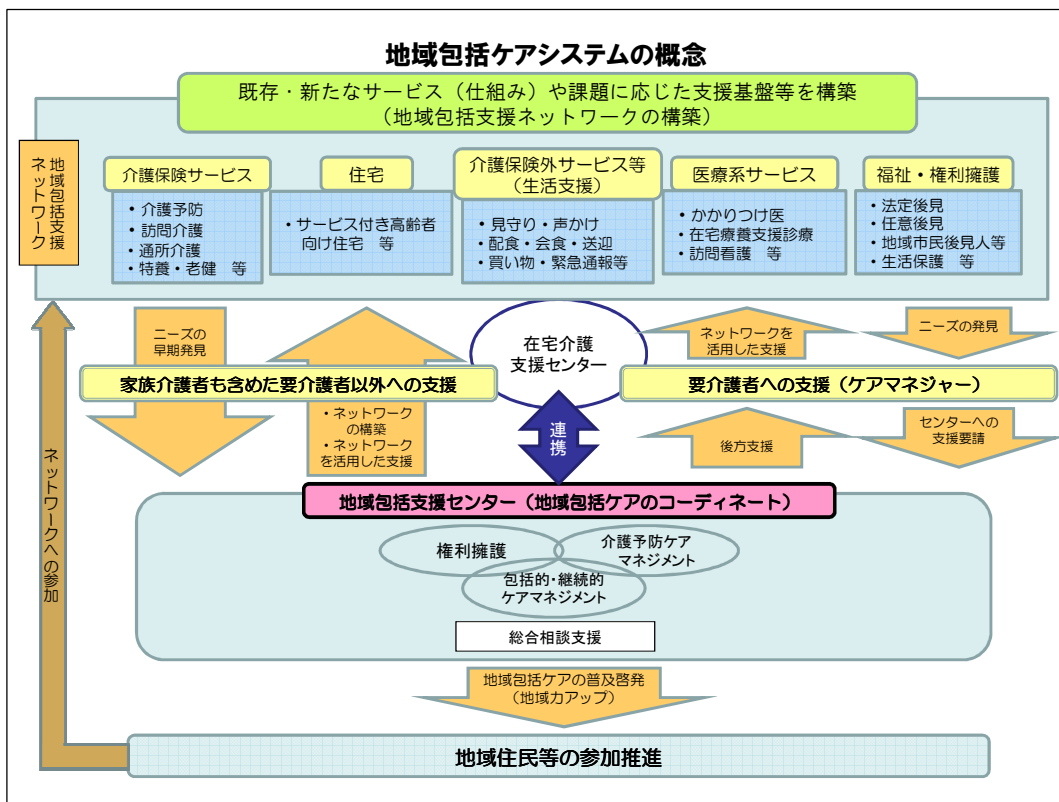
4-2 高齢者を地域で支える体制の整備

(1) 地域包括ケア体制の整備

高齢者が、今まで暮らしてきた地域の中で、自分の役割や生きがいを実感しながら、地域で共に支え合い、安心して、自分らしい生活が送れるような社会が実現できるような体制整備が望まれています。

そのため、高齢者が住みなれた地域で、尊厳に満ちた、その人らしい生活を継続できるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

- 地域包括ケア体制の整備



資料:厚生労働省全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料等から抜粋作成

(2) 住み慣れた地域での生活を支援するサービスの充実

一人暮らしであっても、介護保険サービスをはじめとする様々な福祉サービスや周囲の支えにより、自宅での生活を続けることができる環境づくりが求められています。

① 介護サービスの充実強化

介護保険の居宅サービスについては、保険者である市町村と連携し、不足するサービスの有無など地域の実情を考慮しながら、サービス提供体制の充実を図ります。また、専門性の高い人材の育成などを通じてサービスの質の向上を図ります。

特に、県内における事業所数が十分とはいえない「小規模多機能型居宅介護」や、平成24年4月から新たに創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「複合型サービス」などの住み慣れた地域で柔軟に対応できるサービスの供給体制の整備を促進していきます。

② 医療との連携強化

必要な医療を受けながら可能な限り在宅生活が継続できるよう、在宅療養支援診療所をはじめ在宅医療に取り組む医療機関の充実に努めます。また、入院治療と在宅生活の継続性が確保できるよう訪問看護サービスの充実を図ります。

(3) 地域における支援体制の整備

近年、地域の人々のつながりが希薄化しているといわれていますが、東日本大震災においては、近隣住民やボランティアなどによる「支え合い」の重要性が改めて強く認識されました。

被災等により住みなれた地域を離れて暮らしている高齢者や、家族を失い一人暮らしになった高齢者が健康で生き生きと自立した生活を営むことができるとともに、地域で孤立しないよう、それぞれの地域の多様な主体と連携し、地域の日常活動の中での見守りや声かけなど、日常的な支え合い活動の体制づくりの強化や、地域での健康づくり等への参加促進に取り組みます。

また、市町村が実施する一人暮らしの高齢者等の安否確認や地域ぐるみの見守り活動を促進するため、地域包括支援センター、民生委員、自治会、ボランティア等が連携したネットワークの充実を支援します。

4-3 住まいのバリアフリー化

(1) バリアフリー改修の促進

高齢者が安心して快適な住生活を営むことができるよう、市町村や建築関連団体等の相談窓口と福祉との連携による情報提供・相談体制の整備により、バリアフリーリフォームを促進します。

建築相談窓口に対しては、加齢に伴い必要となるバリアフリーリフォームや、福祉用具等の導入を促進するため、介護保険制度やリフォームに関する補助制度や融資制度等の情報提供を行います。

高齢者と日々接している介護支援専門員、市町村の地域包括支援センター等の職員や県民に対して、リフォームに関する相談窓口の情報提供や、安心してリフォームができるよう事業者の登録制度の普及により、県民が安心してバリアフリーリフォームができる環境を整備します。

なお、高齢者世帯の多くが旧耐震基準により設計された住宅に居住している状況にあることから、合わせて耐震診断・改修の促進を図ります。

- 建築関連団体を通じ設計者、施工者に対する介護保険制度、リフォームに関する補助制度および融資制度、高齢者のヒートショック対策としての温度のバリアフリー化等の情報提供
- リフォーム事業者等の登録事業者検索システム(住宅瑕疵担保責任保険協会)の周知と活用
- 福祉関連団体や市町村を通じ、県民や介護支援専門員、市町村の地域包括支援センター等に対するリフォーム相談窓口やリフォームアドバイザーに関する情報提供
- 住まいるダイヤル(住宅リフォーム紛争処理支援センター)の周知と活用

(2) 住宅復旧や改修等のための支援

高齢者世帯が被災した住宅の改修や新たな住宅の購入に活用できる各種支援制度や介護保険を活用した改修等総合的な情報提供を図ります。

- バリアフリーリフォームによる所得税軽減に関する情報提供等
- 住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度の周知と活用
- 市町村によるリフォーム助成制度の情報提供
- 国による「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」の周知と活用
- 国による「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」の周知と活用
- 国による「既存住宅流通・リフォーム推進事業」の周知と活用

4-4 高齢者の住宅の確保

(1) 高齢者向け住宅の供給

① サービス付き高齢者向け住宅の普及と管理

超高齢社会における適切な居住の確保のため、それぞれの地域における高齢者の居住ニーズと介護サービス供給のバランスを鑑みながら、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。このため、国の補助制度の情報提供を行うとともに、適切な登録申請の審査や指導を行います。また、入居者に対する適切なサービスの提供等が維持できるよう指導指針等を整備し、サービス付き高齢者向け住宅事業者の質の向上等に努めます。

- 国による「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」の周知と活用
- 入居者に対する適切なサービス提供等の維持・管理に係る指導指針等の整備と運用

② 住宅資産を活用した住み替え制度等の情報提供

高齢者等の優先入居を条件とした国による補助事業を活用した賃貸住宅や、高齢者が所有する持家資産を転貸し、その賃料収入により希望する高齢者向け住宅等に住み替えるための周知と活用を図ります。

- 国による「民間住宅セーフティネット整備推進事業」の周知と活用
- 移住・住みかえ支援機構による「マイホーム借上げ制度」等の情報提供
- 住宅金融支援機構による「高齢者向け返済特例制度」等の情報提供

(2) 民間賃貸住宅への居住支援

① 民間賃貸住宅への円滑入居支援

高齢者世帯等が民間賃貸住宅への入居を拒まれないよう、貸主が安心して貸せるような見守り等の提供を行うとともに、高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を検討します。そのため、市町村や関係団体との連携の場として居住支援協議会の設置に努めます。

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)による居住支援協議会の設置検討
- 高齢者世帯等の入居を拒まない「あんしん賃貸支援制度」の検討

- 高齢者住宅財団による「家賃債務保証制度」の周知と活用
- 仙台市による「仙台市民間賃貸住宅入居支援制度」等の情報提供

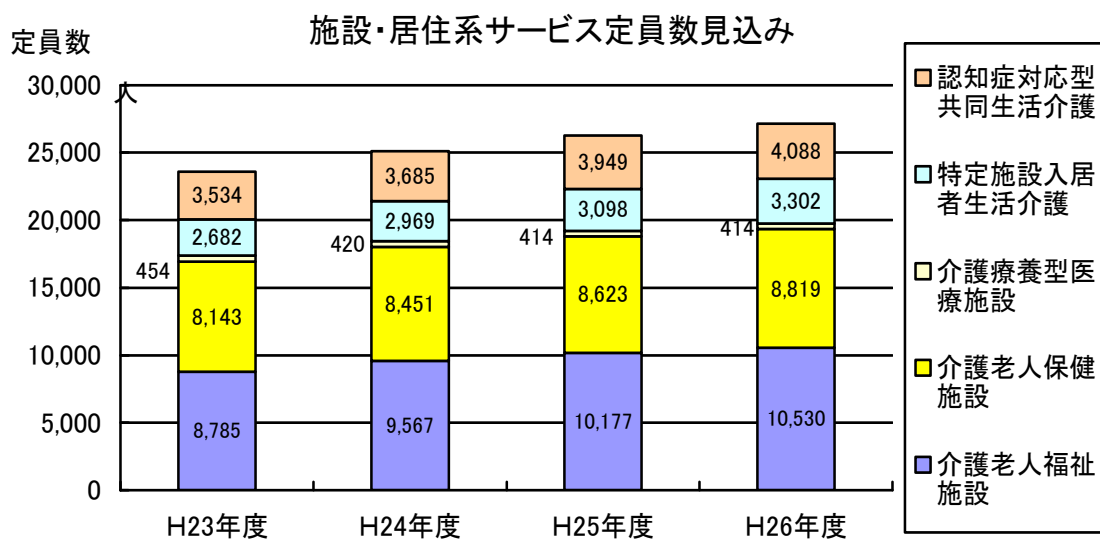
② 終身建物賃貸借制度の周知

高齢者が賃借人として終身にわたって住み慣れた住宅に居住できる「終身建物賃貸借制度」の周知と活用を図ります。

- 終身建物賃貸借制度の周知と活用

(3) 介護保険施設の計画的整備

市町村の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、市町村に対して適切な情報提供を行います。また、介護保険施設の広域的な需要を把握し、圏域単位での介護保険施設の整備量を設定します。

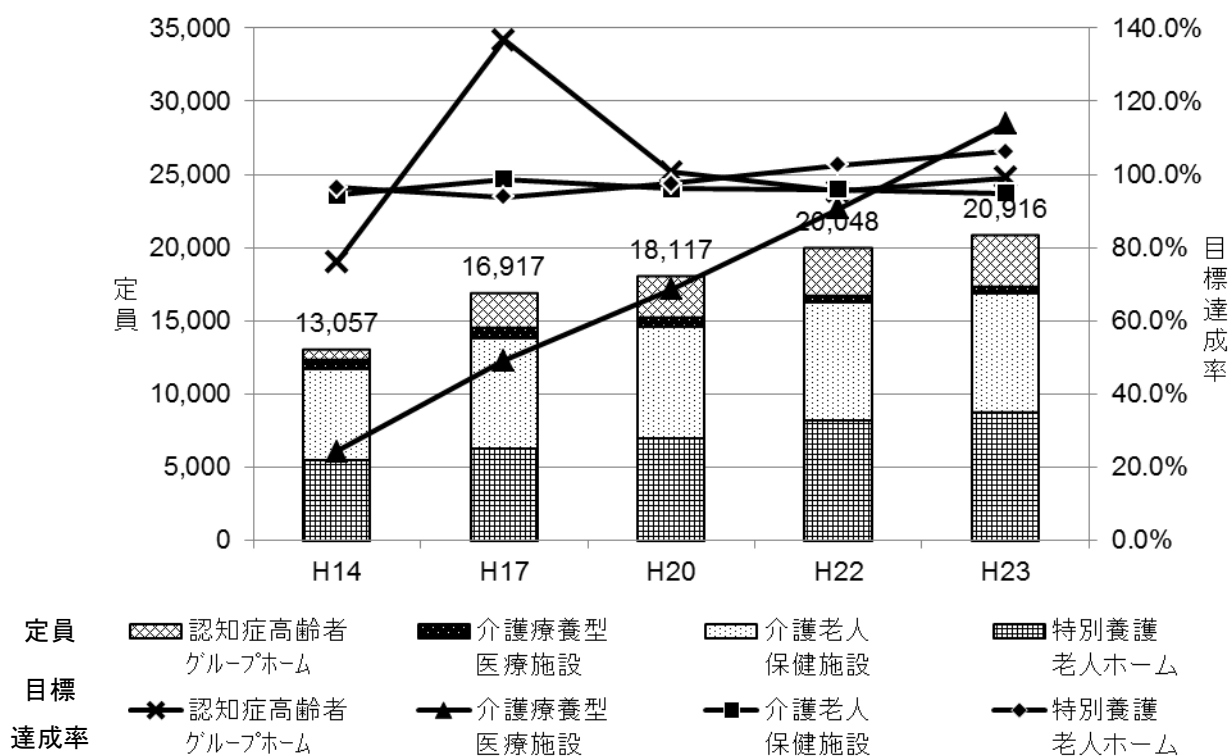


平成 26 年度圏域別施設・居住系サービス定員数見込み

	仙南地域	仙台地域	大崎地域	栗原地域	登米地域	石巻地域	気仙沼・本吉地域	計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,158	5,673	1,204	504	593	857	541	10,530
介護老人保健施設	925	4,704	840	400	448	997	505	8,819
介護療養型医療施設	56	254	76	28	0	0	0	414
特定施設入居者生活介護	123	2,793	82	93	106	89	16	3,302
認知症対応型共同生活介護	336	2,252	426	285	194	414	181	4,088

(「第5期みやぎ高齢者元気プラン」より抜粋、※石巻市、東松島市、女川町、南三陸町、山元町は、第4期計画策定時の推計値を使用。)

施設・居住系サービス定員の目標に対する整備状況



資料:宮城県

(みやぎ高齢者元気プラン(第1期～第4期計画)で設定した目標数に対する、各年度末の整備状況)

- 介護保険施設のニーズの適切な把握

4-5 情報提供・相談窓口の整備

(1) 情報のネットワーク化・相談窓口の整備

県・市町村・社会福祉協議会等多様な主体の連携に向け、高齢者向け住宅や、各種地域支援の情報が一元化されるよう、住宅施策・福祉施策の連携をもとに情報の共有を図り、住宅・福祉に携わる方々をはじめ、高齢者等の方々が円滑に情報を入手できるように努めます。

また、NPO、地域団体等がインターネット等を通じて、各種情報に円滑にアクセスできるようにするとともに、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等へ紙媒体等の図書による情報を提供すること等により、インターネットのアクセスに困難を抱えている高齢者がわかりやすい情報を得られるように努めます。

- 高齢者向け住宅や居住支援に関する情報提供
- 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等による住まいの情報提供体制への支援

(2) 介護支援専門員等の人材育成

高齢者一人ひとりに対するきめ細かなニーズに対応した介護保険サービス等の提供に向け、その要となる介護支援専門員の質の向上のために研修等の実施を支援します。

また、住まいのバリアフリー化や住み替え等の情報提供により、高齢者の住まいに関する適切な助言を提供できる体制づくりに努めます。

- 介護支援専門員(ケアマネジャー)等に対する情報提供・研修等の支援
- 地域包括支援センター等による情報提供体制への支援

5 計画の実現体制

(1) 各主体間の連携強化

各主体間の連携強化のためには、県を中心として、県民、関連団体、NPO、地域団体、民間事業者、市町村等が連携を強化し、幅広く意見を収集しながら高齢者の住まいの安定確保に向けた事業の実施を行う体制を構築することが必要です。

このため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）第10条による居住支援協議会の設置及び関係機関の参加に努め、各主体が密接に連携できる体制の構築を図ります。

(2) 住宅・福祉部局間の連携強化

本計画における多部局に渡る施策を着実に実施していくため、住宅施策と福祉施策が中心となり、関係部局との連携を図りながら、着実な各種施策の取り組みに努めます。

